

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和4年度第1回芦屋市地域福祉推進協議会
日時	令和4年10月24日(月) 午後1時30分から午後3時30分
場所	芦屋市分庁舎2階大会議室
出席者	会長 藤井 博志 委員 川畑 香、上住 和也、仁科 睦美、小西 明美、加納 多恵子、 岩本 仁紀子、吉野 哲夫、小泉 星児、木下 京子、和田 周郎、 村上 順子、川口 弥良 欠席委員 杉江 東彦、木下 隆志、仁木 義尚、長城 紀道、谷 憲太郎、 南 正人、井岡 祥一、竿尾 博司、中山 裕雅 関係者 第2層生活支援コーディネーター 船寺 恵子、藤本 亮、崎山 真澄 関係課 監査指導課 篠原 隆志 福祉部福祉センター 細井 洋海 福祉部生活援護課 津賀 学 障がい福祉課 田嶋 修 こども・健康部子育て政策課 小川 智瑞子
事務局	事務局 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、宮平 太、針山 大輔、 三芳 学、小阪 明、寺岡 由記 福祉部地域福祉課 山川 尚佳、安達 昌宏、吉川 里香、 堂ノ前 貴洋、岡本 ちさと、上月 祐紀
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	3人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

【協議会の成立について】

開始時点で委員22名中13名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 会長、副会長の選出

【会長】藤井委員

【副会長】杉江委員

(5) 議事

ア 報告

(ア) 地域福祉推進協議会の取組について

(イ) 第4次芦屋市地域福祉計画、第8次地域福祉推進計画について

イ 協議

(ア) 重層的支援体制整備事業について

(イ) 重層的支援体制整備事業計画について

(ウ) 令和4年度地域発信型ネットワーク、地域づくりの取組について

ウ その他

(6) 閉会

2 提出資料

事前資料 1	地域福祉推進協議会における協議事項とその取組
事前資料 2 - 1	専門職向けの「気づき」のポイントチェックシート
事前資料 2 - 2	社会的支援が必要と思われる人の発見に関するアンケート調査報告書
事前資料 3	重層的支援体制整備事業計画（素案）
事前資料 4	地域づくり実践展開プロセス・事例
事前資料 5	令和4年度上半期地域活動まとめ
当日資料	重層的支援体制整備事業について（概説）
参考資料	地域支え合い推進員通信「あしもり」vol. 5
参考資料	「ええやん！精道」vol. 3
参考資料	多世代交流拠点プラスワン岩園「ひまわり」

3 審議内容

ア 報告

(ア) 地域福祉推進協議会の取組について

(藤井会長)

報告事項を（ア）、（イ）まとめてお願いいたします。

(事務局 吉川)

地域福祉推進協議会の取組についてご報告させていただきます。

初めてご出席いただく方もいらっしゃいますので、本会についてご説明させていただきます。

こちらの協議会は、地域の中のインフォーマルな支援者や団体の方が日々話し合われておられることを、組織的に小地域、中学校区地域と広げていき、最終的に市全体の地域福祉の推進に向け、様々な機関と調整をして進めていきたいということでこの会を設置させていただいております。

また、それぞれの附属機関で出てきた行政が感じている課題などもこちらの方に出しつつ、地域の課題と合わせて解決を図っていくためのご議論をいただきたいということの協議会の位置づけとなっております。

そのため、この2年間の間に様々な地域課題等、行政が抱える課題をこの会議にあげさせていただき、推進していくためのご意見をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 宮平)

[事前資料 1] 地域福祉推進協議会における協議事項とその取組についてお伝えさせていただきます。

平成30年度から令和3年度までの協議事項の流れを記載しており、この間のキーワードとして、制度の狭間、分野横断、専門職間の連携、住民との協働、専門職人材の養成などがあげられています。

この間の主な取組として、地域ケアシステム検討委員会の中でそこに参加する専門職によ

る「支援チーム会議」の試行的実施を行いました。組織や分野の違いをすぐに超えられるものにはなりません。そこで、多くの相談窓口を抱える社会福祉協議会内で相談支援体制構築に向けた協議を行いました。

また、相談につながるための取組として、住民向けの「気づき」のポイントチェックシートを作成しました。

令和2年度の協議では、検討課題が2つ示され、一つ目として、「気づき」のポイントチェックシートで気に掛け合う関係を作るだけでなく、地域の交流を高めていくプログラムを行い、その中で地域の交流を広めながら地域で声を掛け合う関係を作ることが必要であるということ。

二つ目として、相談機関が複合多問題ケースを漏らさず受け止め、尚且つ継続的に支援する組織マネジメントや社会福祉協議会地区担当職員による地域と連携しながら全体を進めていけるコーディネーションができる人材マネジメント等、マネジメントの改善について課題に挙がりました。この検討課題については、第4次芦屋市地域福祉計画、第8次地域福祉推進計画の中で検討してまいります。

続きまして、令和3年度では、専門職向けの「気づき」のポイントチェックシートを作成いたしました。[事前資料2-1]がそのシートになり、[事前資料2-2]が作成にあたるアンケートの調査報告書になりますので、またご確認ください。

各回では、多機関協働を推進するためには、担当領域を超えることに対する意識の改革が大切であり、地域づくりについては、自分たちで考えるという主体形成を進めること、活動の共有やビジョン作り、現状の整備、活動実行のプロジェクトを進めることなどが大切である、というご意見をいただきました。

(イ) 第4次芦屋市地域福祉計画、第8次地域福祉推進計画について

(藤井会長)

引き続き地域福祉推進計画について報告をお願いします。

(事務局 山川)

芦屋市地域福祉計画についてご説明させていただきます。事前資料の「第4次芦屋市地域福祉計画」の冊子と「地域福祉のトリセツ」をお手元にご用意をお願いします。

この計画は芦屋市の地域福祉推進の基本的な指針となる計画になっております。近年の少子高齢化や人口減少等を背景に、このたび第4次ということで、令和4年度から令和8年度の5年間の期間で策定しております。

15ページに、基本理念として、「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生の街づくりを進めます。」と掲げております。このコロナ禍で活動の大幅な制限なども経験し、市民の皆さんや関係者の方のお声からも、人と人とのつながりの大切さや、活動を将来に向かって続けていくことの大切さを改めて実感しました。みんなが参加して、力を合わせて、孤立や排除のないつながりを大切にするまちづくりを進めていく、という思いを理念として定めたものです。

続きまして20ページをご覧ください。本計画は、基本理念のもと、3つの協議事項と20の施策を掲げておりますが、それらの関係をイメージ図にしたものです。この後の協議事項となっております重層的支援体制整備事業の実施を踏まえ、3つの推進目標を「多機関の協働推進」、「参加の推進」、「地域づくりの推進」として整理しています。

これらの取組は、この協議会のご議論も踏まえ、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会ともしっかりと協働して、取り組んでまいりたいと思います。

それから「地域福祉のトリセツ」という冊子ですけれども、芦屋市在住の学生さん、市民活動センター、社会福祉協議会の方々と協働で作成いたしました。こちらを使って、地域福祉は色んなカタチで身近にあって、色んな人の力で進められているということを周知していきたいと考えています。皆さまにおかれましても、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局 三谷)

第8次地域福祉推進計画の冊子をお手元にご用意ください。

芦屋市第4次地域福祉計画の策定過程に社会福祉協議会も参画し、基本理念となる「みんなの参加と協働により誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます」を共有しながら、社会福祉協議会として具体的な活動を実践するための活動計画と打ち付けて、第8次地域福祉推進計画の策定に取り組んでまいりました。

策定の背景としましては、様々な社会情勢の変化があります。最近の新型コロナウイルス感染症拡大に加えて、福祉分野におきましては、各制度は成熟してきた、と言われておりますが、既存の分野ごとに分かれた縦割りの相談支援システムでの「ひきこもり」や「8050問題」、「生活困窮」、「社会的孤立」、「ヤングケアラー」などの新たな課題、そういったものがさらに複雑化・複合化した事例の対応が困難な状況が生じております。

また、子ども会やPTAの解散等、従来の地縁型の組織の活動の困難さもあります。その一方で、スマホを活用した地域での見守り活動等が進んできております。

そういった中で、芦屋市地域福祉計画策定のワークショップで頂戴した意見等も反映させ、地域活動の充実や相談支援体制の強化等、4つの推進目標からなる推進計画を策定いたしました。

(藤井会長)

新しい方もいらっしゃいますので、私から先ほどの3つの報告の中で、なぜ芦屋市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画が報告されたのかをお話したいと思います。

そもそも法令上、地域福祉という主な役割は、社会福祉を目的とする事業です。国が定める社会福祉の事業、制度の福祉です。これを社会福祉事業と呼びます。社会福祉法人の施設は高齢者福祉や児童福祉など社会福祉事業を主にします。

ところが、地域福祉はそれらも含まれるのですが、それ以外の民間、住民がやる自発的な社会福祉を主な領域にしております。それが地域福祉ですし、それを主にする法人が社会福祉協議会ということになります。一般の施設法人は社会福祉事業が主なのですが、社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業が主である、ということになります。

そのため、地域福祉を議論する場合に行政としての地域福祉計画もベースになりますが、社会福祉協議会がそもそも地域福祉を推進することを目的とする事業、ここの部分の大半をする責務を持った団体なので社会福祉協議会からの推進計画も一緒に紹介されているということになります。

同じ目的ならば、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画を合同であればいいのではという議論もあります。多くの所で、合同で作成しているのですが、そうすると社会福祉協議会が駄目になっていきますので、別々に作るということが正しく、行政と民間の関係が社会福祉の中でどういう関係が望ましいか、という議論があります。議論にはいくつかありまして、それは平行線だという議論もありますし、繰り出し梯子理論というものもあります。消防車のはしごがありますよね。民間、地域は常に新しい問題が出てきますので、まずは法律がないからできないということではなく、民間が協働して、まずそれに取り組んでそういう形が見えだしたら行政がベースを作っていくと。先に民間が先駆的に取り組み、ベースができたなら行政が基盤を整理していく、また新しい問題が出たら先に民間が手をつける、これの繰

り返しが梯子理論と言います。

その意味では、本来は社会福祉協議会の計画が先にできて、そのあとで行政の計画ができるというぐらいの関係が望ましいということになります。

芦屋の場合も、地域的なことはありますけれどもこの2つが並んでいる、要は地域福祉を進めていくときに、誰が何をするかという話なのです。

そうすると、地域福祉計画は行政が主体であって、議会とか行政の内部で評価されていきます。社会福祉協議会の計画は理事会、評議員会という、組織の主体があって、住民から代表者が出て、社会福祉協議会の計画を進行管理していきます。ここが混ざってしまうと、行政の力の方が強いので、行政の中に包含化されてしまいます。

同じようなことをするのになぜ、という理屈もあるのですが、別途に立てて、まず民間が自由な立場から取り組むようなことを推進計画で書かれて、行政が基盤整理を行い、行政のすべき、地域福祉推進を出すという。こういう関係の中のご説明であった、ということでもあります。

私の解釈で言いますと、なぜ地域福祉推進協議会なのかと言いますと、先ほどの制度的なことも出てきますが、社会福祉の目的とする事業、新しい課題に対して話し合うときに、法律、制度が及んでいない問題なので皆さんのように幅広いところから出ていただいて、その問題を協議すると、社会福祉協議会もそうですが、行政がテーブルを作ったときにこういう幅広いところで推進を協議し、協力して進めていくという、そういうことも地域福祉政策の一貫として推進協議会が存立して地域福祉の中身がここでも協議されるということでもあります。

イ 協 議

(ア) 重層的支援体制整備事業について

(イ) 重層的支援体制整備事業計画について

(藤井会長)

今季、地域福祉計画の中で、新たに法律改正によって、包括的支援体制づくりを地域福祉計画の中で盛り込むと定められ、第4次芦屋市地域福祉計画がスタートしました。

包括的支援体制を具体的に進めて行くときに、重層的支援体制整備事業という、国の事業を進めている自治体が、全国の中でいくつかあります。芦屋市も率先して今年度から進めており、全国のトップを走っているわけです。ですので、今日はこの地域福祉推進協議会のスタートにあたって、重層的支援体制整備事業の説明をしたいと思います。

[当日資料] 重層的支援体制整備事業について(概説)を見てください。

いくつかの円が書かれた図があります。それが国の枠組みです。人口減少が決定的になり、この取組を国がやらざるを得なくなったというのが正直なところだと思います。ただ、それを何が及ぼしているかという、家族と地域の脆弱化です。

日本の福祉は極めて縦割り福祉です。高齢、障がい、児童、困窮と属性別にできており、法律ですのでそれぞれの属性から抜けきれないわけです。昔は家族、地域があったので、縦割りでもそこで吸収できていましたが、家族、地域が決定的に脆弱化していく時代にあって、この縦割り福祉が通用しなくなってきました。それで制度を変えるというのがこの一連の改革です。

今までは縦割り福祉であっても、本人に対してちゃんと支援していくのは福祉で言うとソーシャルワーカー、相談支援員の腕だったわけです。ワーカーがしっかりしていれば縦割り福祉でもその制度を上手く使って本人を支援できていましたが、今、その腕では及ばないぐらい現状が複雑化しているということです。

ワーカーをつぶさないためにも、この行政の縦割りの仕組みそのものをなんとかしないといけない、こういう時代に入っているのが包括的支援体制で、法律改正で全国のすべての自治

体の努力義務になっています。

包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備の枠組みについては2ページ目をご覧ください。

要は家族が縮小、単身化することで、8050問題等の重複多問題がどんどん出てきており、縦割り福祉では対応できないため、それを世帯で見た視点で支援を行う。これまでは保健・医療・介護が主流だった多機関協働を、教育や住宅も連携して行っていかないといけない。

地域づくりの方では、福祉の地域づくりだけではなく、一般的なまちづくりと一緒に連携していかないと地域がもちません。様々な家族の縮小化、地域の脆弱化によって、また貧困によって孤立、社会的排除がかなり進んでいるので、この孤立の問題を正面に、地域生活課題として据え、縦割り福祉を是正するという話です。

重層的支援体制整備事業がなぜ包括的支援体制の整備だけでいいのに任意事業ができたのかというと、縦割りの財源について、厚労省は融通しながら縦割りを埋めるようにと通知まで出していたのですが、会計検査員から指摘があり、それを受けた厚労省が本当に融通できるような枠組みを作ったものが重層的支援体制整備事業です。

3ページ目を見てください。地域が衰退しているので、下部で地域づくりを再強化し、上部は先ほどの縦割り福祉から漏れる問題等についてニーズを漏らさない総合的な相談体制を作り、地域づくりと相談体制という2つの強化を同時並行で行うという絵です。

ただ、真ん中の「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する」については、住民にそこまで責任を負わすのかと思いますが、ここは何かと言いますと、この地域と専門機関の総合相談の専門職が会おう場です。

住民と専門職が協働して、地域づくりと相談を一緒にしていく。何故かというと、地域福祉の目的は社会参加の促進であり、今までは相談支援の支援が曖昧だったのですが、国の方は今回の法改正で、相談支援の支援は参加支援だと言ったわけです。参加支援ということは、参加できる地域を作らないといけないですよ。差別偏見があるような地域ではいけません。受け止める地域づくりと、そこに本人が居場所を作って社会参加できるような個別支援をしないといけない、相談支援の輪が参加支援というところの射程で自分達の腕を磨かないといけませんし、そういうことができる相談体制を行政や関係機関の法人が作る必要があります。排除しない地域づくり、地域住民、こういうものが包括的支援体制なのです。

5ページ目は、それをするのが重層的支援体制整備事業ですが、重層的支援体制整備事業とればこの上のA1～A5までしないといけないです。これが必須事業で位置づけられています。

ただ、全国的に過ちを犯しているのは、従来こういう事業が国から下りてくると、個別の事業を一生懸命しようとし、それをやるとこの事業は失敗します。要は、重層的支援体制整備事業というのはこの図だけではわかりづらいですけどBの体制整備なので、今までの様々なCの部分で、高齢、障がい、児童で分野別の包括化は努力してきたわけです。それを横割りにし、地域福祉として自発的な取り組みをやってきたものを、重層的支援体制整備事業を目的として体系化するというBの部分がすごく重要です。

A1～A5とは、国が何故5つの事業をぶら下げているかというと、全部一体的なのです。包括的相談支援事業は、A1にあり、これは先ほど言いましたように参加支援が目的なのでA1とA2は一緒なのです。参加支援をしようと思ったらワーカーが本人の所まで行って、支援していく、このことをアウトリーチと言い、A4です。A1、A2、A4は一体的で、1人のワーカーがやっていくことなのです。その為の条件整理として、1人のワーカーが縦割りできないので、多機関協働しましょう、と言うのがA5です。それと先ほど言いましたように、その支援の末にちゃんと受け止めてくれる地域がないといけない、それがA3ということになります。だからこれが一体的、というのがコンセプトになっています。

最後のページです。これまでも、相談支援と参加支援と地域づくりという、この3つが説明で出てきました。それは先ほども言いましたので、相談支援の左側からは個別支援上の参加支援があるわけです。

ところが、右側の地域づくりというのはまちづくりと一体となってみんが排除されずに参加できるようなまちづくりをしましょうという参加支援、正確には社会参加支援の開発とすることだと思います。福祉の意識づくり、意識の開発という意味ですけれども、参加支援を真ん中にして個別支援上の参加支援と社会参加資源作りと言われていています。これからの行政がお話します重層的支援体制整備事業はさっきの諸事業をくくっています。どのコンセプトでくくっているかと言うと相談支援事業と参加支援事業と地域づくり、大体このワードで事業をくくっている説明がなされると思います。そういう枠組みを頭に入れていただいて事務局からの説明をしていただきます。

(事務局 吉川)

[事前資料3] 重層的支援体制整備事業実施計画素案についてご説明させていただきます。

こちらは地域福祉計画を実行するための重層的支援体制整備事業をどの様に進めて行くかと言う事を示した計画となっております。

会長から3つの柱で枠組みがあると説明がありましたが、重層的支援体制整備事業は属性を問わない、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティーネットつくる事を目指す事業としておりますので、この事業実施計画の中でも、そこを目指すかたちで計画を立てています。

また、こちらの計画は、第4次地域福祉計画の基本理念のもと、本計画に定める事業を、地域福祉計画における各施策の横ぐしを通す事業とするとともに、地域福祉計画のリーディングプロジェクトとして位置付けておりますので、地域福祉計画を進める上での核となって、前進的に連動して役割を果たすと言うことにもなります。

計画期間は地域福祉計画と合わせていて、令和4年度～令和8年度までの5年間にしております。

事業評価に関しましては、来年度この地域福祉推進協議会を始めとします、関係会議におきまして、進捗の報告をさせて頂きながら中身を見直して、社会福祉審議会で地域福祉部会に報告し、地域福祉計画の充実に反映したいと考えております。

計画期間は5年となっておりますが、中身の見直しは随時行いながら、年に1回は協議会で報告させて頂き、議論を頂きました地域福祉計画に反映させていきたいと考えています。

(藤井会長)

ありがとうございます。重層的支援体制整備事業実施計画について、すべて理解が難しいかもしれません。ご質問ありますでしょうか。

(川畑委員)

芦屋市医師会で令和元年度より在宅医療ハンドブック作成しており、今、第4版を来年の3月に向けて作成しているのですが、孤独死の後の発見の遅れの解消について重点的に取り上げたいと考えています。

芦屋市でも緊急通報システムがあり、民間でも見守りサービスが沢山あります。

ただ、まったく身内がない方や、ご近所と付き合いがない方は一番発見が遅れると思いますので、緊急連絡先等について、また相談させて頂きたいです。

(藤井会長)

要は、孤立対策ですよ。存命のときから孤立しない状況を目指し、また、相談・発見への繋ぎまでをテーマとしており、非常に重要なことだと思います。

こういう状況の中で孤立化が進んで、連携が漏れていくということですから、簡単に言えば連携の再強化ということですよ。

リノベーションの革新ではなくて、変化の中で今までやってきたことが漏れ出した。今までしてきた事の再設計、蓄積の再設計をしましょうという意味で、リノベーションと表現しています。行政の中でも地域福祉計画の担当だけがするのではなく、行政をあげて連携し、民間も民間をあげて連携を密にしていく。川畑委員のご発言もそういう意図によるもので、皆が連携を密にしていく計画であるということだと思います。

もう一つは、それを大元の計画に位置付けないといけないので、それが地域福祉計画であると、重層的支援体制整備事業は地域福祉計画もいろいろ幅広く書いているが、重層的支援体制整備事業を進めていけば、地域福祉全体も上手くいくという意味でリーディングプロジェクトと表現していると思います。この趣旨を理解しながら、この動きを注視し協力していくことになりますので、よろしくお願いします。

(上住委員)

素朴な疑問ですが、重層的支援体制整備事業は予算が発生していくと思いますが、今までの福祉事業を減らしてこの事業を行うことになるのでしょうか。それとも、新たな事業として、新たな予算が付くのでしょうか。

芦屋市の財政状況は厳しいと思いますが、他の事業を縮小して新規事業をするのではなく、いいものに対してしっかり予算を付けてやっていただけると有難いです。

(事務局 吉川)

予算に関しては、基本的には高齢分野、障がい分野、子育て分野、生活困窮分野の予算にプラスして、新たな機能として追加される予算で構成されています。

本市の現状としては、それぞれの事業のものは確保しながら、新たな事業に付いてくる新たな財源を確保して、重層的支援体制整備事業の新たな事業に活用して行きたいと思っています。

(藤井会長)

地域支え合い推進員は介護保険上の制度なので、高齢者の地域づくりしかししないのが今まででしたが、共通のプールに入る事によって、高齢者以外の児童や障がい、全ての地域づくりに動けるように、行政の理解も進んでいかないとはいけません。

生活困窮者自立支援推進協議会は制度の狭間の問題があり、生活困窮者自立支援が出来たのですが、重層的支援体制整備事業に乗せることによって、多機関協働推進委員会と名称を変更し、大きな枠組みとして事業の広げ方に行っているということですね。

(加納委員)

社会福祉協議会の会長を長らくしておりましたが、行政と社会福祉協議会の関係について藤井先生のお話を聞いてもやもやしていたのが少しすっきりしました。

財源の話が出ましたが、地域福祉推進計画7ページ、アクション4-①に多世代交流の拠点づくりとあり、具体的事業としてプラスワン福祉基金事業があります。

これは、令和の始めの頃に、ある方が寄附を申し出てくださりました。多額の寄附でしたので、寄付をされた方のご意思と目的を尊重しながら、社会福祉協議会ができることを考えミー

ティングし、地域住民と新しい地域づくりのためとして、多世代交流拠点「ブーケ（大東町）」と「ひまわり（翠ヶ丘町）」ができました。

拠点を作るには、地域住民の理解が必要ですが、地域の方が子どもに読み聞かせをしたり、一人暮らしの高齢者の方が誰かとお話しながらお弁当を食べられたりする、いつでもいける居場所があれば嬉しい、やりましょうと言ってくれました。

拠点づくりは、地域住民がこれなら出来るという、10年、20年先を考えられる地域づくりになって行くのではないかと思います。

（藤井会長）

地域づくりに関連するお話をいただけかと思えます。孤立からつながりたいニーズは多く、拠点づくりそのものが地域づくりの中核の活動にもなっている事例だったと思えます。

（ウ）令和4年度地域発信型ネットワーク、地域づくりの取組について

（藤井会長）

後半の協議「第4年度地域発信型ネットワークの取組」と「地域づくりの取組について」について合わせてご報告をお願いします。

（事務局 針山）

〔事前資料4〕地域づくり実践展開プロセスについてご報告します。

藤井会長からご説明がありましたが、今から私が説明するキーワードは2つです。「モチベーション」と「リノベーション」です。

私たちが考えているのは、何かと何かを一緒にできないかということです。

昨日、共同募金の配分金の関係で、子ども会の方にヒアリングをしました。23ある子ども会の役員さんは1人を除いて全て子育て中の女性でした。現在、子ども会は役員になるのを避けるために会員数が減っており、存続が危うくなっているそうです。こういった地域の実情を把握することも含めて、資料の一番上に地域づくりの実践としては、矢印で記載のとおりに進めたいと考えています。

地域を知り、共有する事が重要なので、社会福祉協議会の地区担当と地域支え合い推進員が地域の課題、地域住民の課題の状況をアセスメントし、我々が見たものと、住民さんが見ているものを、重ね合わせ、地区福祉委員会で考えていきます。

さらに、課題を地区福祉委員会だけではなく、多様な方々と協議し解決する「場」づくりを進めていくことが重要なので、そういったビジョンで進めていきたいと考えています。

しかし、小地域福祉活動の基盤となる地区福祉委員会が大きな局面を迎えており、12月の改選時に定員の約30%欠員が出る見込みです。

原因として、委員のモチベーションが下がってきています。子ども会や老人会、自治会等を担っている方々も自分たちは必要だと思っておられ、やりがいも感じておられますが、コロナ禍で活動が縮小してしまったこともあり、誰かから承認される事が少なく、つつい消極的になっています。こういった方々に、活動のモチベーションを上げていただけるような肯定的なフィードバックをする機会をより設けていきたいと考えております。

リノベーションに関しては、地域ケアシステム検討委員会について、重層的支援体制整備に向けて、リノベーションを図ろうと考えています。

現在は、地域の住民、行政機関、専門職での会議体で全市を対象にしているものですが、もう少し地域づくりに寄せた住民と専門機関の出会いの場にしたいと思っております。

(事務局 宮平)

[事前資料5] 令和4年度上半期地域活動まとめについては、市内9地区の活動を記載しております。

詳細はご覧いただき、地域活動全体として、コロナ禍で活動が停滞しており、少しずつ活動は再開してきましたが、今までどおりに活動を戻していくわけにいかない状況がありますので、地域をつなぎ直す必要があるという意見が各地域で出て来ています。

(藤井会長)

地域発信型ネットワークの取組と、コロナ禍での停滞と取組について説明いただきましたが、質問・ご意見はございますでしょうか。

私からコメントさせて頂きたいと思います。

コロナ禍での約2年間、活動者の方もご苦労されたと思います。その時に、まず事務局の方でしていただきたいのが、次回までに、コロナ禍で地域の活動を停滞させない取組をどこまでやったのか総括しておかないと、次にどのようにして克服するのかということが出てきません。この2年間の振り返りをしっかりご報告いただければと思います。

直近お話がありました活動者へのモチベーションを高めることは、担い手の減少が続いている中、住民の方と整理していくのは当然の事だと思います。

5カ年計画がスタートし、地域づくりについては、一つは先ほどの共生社会づくりの大きな意味で言うと、多世代共生・多文化共生づくりに向けて芦屋市でどう考えていくのかが大きな目的だと思います。その方法として、この5年間でまちづくりの計画、地区ビジョンを立てると明確な計画上の目的が出ています。

芦屋市での福祉の活動の地域組織は地区福祉委員会ですが、まちづくりと連携しながら取り組んでいき、それをプラットフォーム化して、今までの集まりではなくて、多様な人が集まる場にする明確な計画の方針が出ています。

そうすると、自発的な住民活動は、住民自身が決めていくことなので、絵に描いたようにはいきませんが、少なくとも施策上の推進の戦略的アクションプログラムが必要です。それを提示していただきたかったです。

この5年間はこのようなスケジュールで取り組むという、それに対して私たちがどう考えるか、どう協力できるか、具体的な提案に対して、具体的な話をしていくことが重要です。今度の地域福祉推進協議会では5年間の戦略をご提示いただきたいと思います。

地域アセスメントもあまり進んでいないようです。厳しいですが、生活支援体制整備事業により地域支え合い推進員が設置されましたが、地域づくりの基本として、その年に地域アセスメントができて、そこからが地域支え合い推進委員のスタートです。それが出来ていないということはどういうことかという施策の評価になります。

社会福祉協議会の地区担当もそうです。絶えず住民と一緒に診断しながら、図りながら、今の時代に合わせて地区ビジョンを作り、どの主体と、どの形で取り組むのか、アセスメントが出来ていなければ、見通しも立ちません。少なくとも、今、地域を把握している現状の資料が出てこないというのは、おかしいですね。

この半年位で、地域支え合い推進員と地区担当の方がベースの事をしっかりとお話になって、次回の本協議会の中で、ご提示いただく事を楽しみにしていますので、よろしく願います。

それではその他の事項についてご報告をお願いします。

(事務局 吉川)

その他に関しましては、[参考資料] 地域支え合い推進員通信「あしもり」vol. 5、「ええや

ん！精道」vol. 3は地域支え合い推進員の活動の通信になっており、地域の中で新たに出来たもの等を紹介させていただいております。

最後に、次回の本協議会は令和5年3月22日（水）午後1時30分からを予定しております。

（藤井会長）

重層的支援体制整備事業の話について、地域福祉の計画をご理解いただくところについて、今回新しい委員さんもおられるので、そこに時間を多く費やしました。

今回は、話し合い、協議できる運営にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

先程の地域づくりの計画を提示していただきたいということについて、要は、居場所の紹介も含めて、地域の住民の願いや、生活を作っていく力がどの地域にどんな風に貯まっているのか、力のアセスメントです。その力を基に地域づくりを支援していくのかということです。

その時に、その力を知っているのは住民ですから、本来地域づくりを住民たちが作っていく計画が地区ビジョンですが、事務局がそのための地域を知っていく時も、地域を知っている住民に聞いていくのが、どれだけしっかりと出来るかがミソだと思います。

そういう過程の中で、いろんな人に知り合って、テーブルについている人たちに呼び掛ける、人脈も同時につくっていくというのが地域づくりのワーカーの基本中の基本になりますので、そのところの取組を今までもされていたと思いますが、少しバージョンアップして、取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

それでは、本日は閉会にします。皆様、ご苦勞様でした。

閉 会